

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 今回契約を締結する「肝疾患診療地域連携体制強化事業」は、①肝疾患相談支援センターを設置し医療相談支援を行う、②肝疾患専門医療機関等連絡協議会を開催するものである。 これらの事業は、専門的な知識を持つ医師を有し、抗ウイルス療法や肝がんの高危険群の同定を行う等、肝疾患に関する高度な知識と技術を有する医療機関でなくてはならない。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 岐阜大学医学部附属病院は十分な経験を有する医師や、総合的な診療・相談体制を有し岐阜県の肝疾患専門医療機関の中心を担う病院である。したがって同病院は厚生労働省通知に基づき県下唯一の肝疾患連携拠点病院として選定されており、これまで肝疾患相談支援センターの設置、肝疾患専門医療機関等連絡協議会を開催し県内の肝疾患診療体制を構築するなど多くの実績がある。 このような医療機関は、県内では岐阜大学医学部附属病院以外にはなく、病院を運営する岐阜大学が国立大学法人東海国立大学機構に所属するため、国立大学法人東海国立大学機構と契約することは妥当である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

